

墓の社会的諸形態と家族

村武精一

I 墓と墓地

墓と家族・親族との関係、おねび両者の構造的変化過程を考察する場合、まず《墓》と《墓地》とを区別する必要があるように思われる。というのは、《墓》は死者のメモリアリズムにもとづいて建立された可視的存在であり、ある場所にたとえ一基のみであっても墓として人びとから認知される。

しかし、墓の集合として一定空間を占取する《墓地》は、それをささえている集落やさまざまな集団から認知されていたり、あるいは最近の分譲霊園のように、そこに墓設定地を購入した不特定多数の人びとから認められた空間である。もともとは、村落とか郷とかなどによって認められてきた前者の形態の墓地が歴史的形態であり、この小論の主たる対象はそれである。

にもかかわらず、便宜的に分類した墓と墓地との概念上の区分は相対的なものであり、両者の間における多くの共通性もあることも事実である。ただ墓と家族・親族との関係をみる場合、墓集合形態である墓地は、さまざまな集落の民俗宗教や家族・親族との関係が投影されていることもあり、ときには両者を総合する視野のもとで考察しなければならないこともある(たとえば、異界論・境界論・死霊アニミズムなど)。墓と墓地の形態は、それを有する家族・親族および集落の直接的な社会的性格と、霊的・宗教的性格とを反映していると考えられる。とりわけ、両墓制にみられるように死霊祭祀とふかい関係をもつことがある。いわば、墓と墓地とは社会的・霊的複合の可視的表現であるといえよう。

II 墓の社会的諸形態

造形と素材からみた墓の諸形態が、死者の社会的地位や世代その他の社会的カテゴリーを析出する要素でもあるが、ここでは家族・親族、あるいは死者の祀られ方からみた墓の社会的性格を考えてみたい。

まず考えられることは、(A)血縁または系譜にもとづいてつくられた墓と、(B)血縁関係のない死者にもとづく墓、との二形態を分類することができるであろう。

血縁または系譜にもとづく墓（形態A）としては、沖縄本島にきわだつてみられる〈門中墓〉とか、北陸地方の本・分家集団による〈総墓〉。これらを仮りに〈氏族墓〉とよんでおこう。つぎには、〈先祖代々之墓〉とか〈先祖累代之墓〉などの標記でつくられた系譜にもとづくような墓がある。これを〈家筋墓〉とする。さらには、奄美地方で最近みられるように、二つ以上の家族が双系（*binera*）関係にあつて、遺骨をおさめる基壇を共通にし、その上に二つ以上の家名をしるした石塔を建てた墓を、とりあえず〈双系墓〉と名付けておきたい。

他方、後者（形態B）の非血縁者の関係または個人の死者を葬った墓としては、顕著なものは夫婦のみが入る単一の墓、つまり〈婚姻墓〉または〈夫婦墓〉。死者個人が祀られる〈個人墓〉。あるいは琉球の宮古群島の池間島などのように、非血縁とか年令の差がありながら親しい知人などの関係で墓を共にするものを、〈寄り合い墓〉あるいは〈知人墓〉とよんでおこう。

以上のかんたんな分類を整理するとつぎのようになる――

(A) 血縁・系譜型……氏族墓・家筋墓・双系墓。

(B) 非血縁型……婚姻墓・寄り合い墓・個人墓。

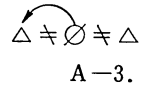
Ⅲ 氏族墓

氏族墓といえ、われわれがまず第一に想起することは、北陸地方や秋田の〈総墓〉（最近では森謙二一九八五、に詳しい）と沖繩本島の〈門中墓〉（これに関する文献は多くあるが、とりあえず門中研究を整理した村武一九七四、を参照）とがある。総墓は、森によれば、北陸地方の真宗門徒の間でおこなわれている慣行である。基本的には本・分家集団、いわゆる〈同族集団〉が父系一族全体のために、共同の大きな単一の墓を設けていることである。森の秋田県河辺郡のある同族集団の総墓例によると、ここではソウボとよばれ、この墓には歯骨を除くすべての遺骨が納められる。歯骨は浄土真宗の大谷廟に納骨されるということである。総墓は、三段の雛段状で、円錐形風になっているものもある。最上部から納骨する。塔の内底は土で、一族は共に土に回帰するものと考えられている。現在では、他地域に転出した分節系譜集団の一部では総墓に納骨しなくなっているが、もともとは共通の始祖のもとにある一族はすべてソウボに納骨したということである。

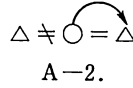
森の分類によれば、〈総墓制〉には三つの形態があるという。ひとつは寺を中心にした〈寺院総墓制〉であり、その二は、村落を単位とする〈一村総墓制〉、最後はここでとりあげた〈同族総墓制〉である。森のいう同族総墓制がいわゆる氏族墓とおなじ性質のものである。森によると、このような総墓制は火葬による浄土真宗地帯におおくみい出されるといふ。

他方、沖繩本島中南部にいちじるしい父系氏族であるバラ（腹）またはムンチュウ（門中）がやはり氏族全体の単一墓をもっている。衆知のように、とくに沖繩本島では、家号・家屋敷・先祖からの土地の過半数は、長男が優先的に継承している。次男以下は、原則的にはあたらしい家号と家屋敷ならびに若干の分与地を得て、分家をおこなう。娘ないしは女系は、継承と相続の担い手とはなりえない。しかも、家の継承者なきときは、日本本土のように、非血縁の他系男女を養子としてむかえることなく、沖繩本島においては父系血縁からの男性養取に限定されている。父系血縁の再生産である。

こうした父系血縁で構成される門中は、原則的には共同の単一氏族墓を設けている。ということとは、家単位の家筋墓など



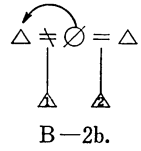
A-3.



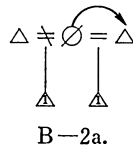
A-2.



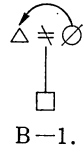
A-1.



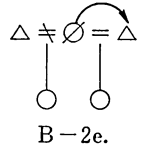
B-2b.



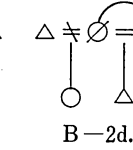
B-2a.



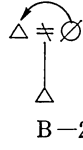
B-1.



B-2e.



B-2d.



B-2c.

A 子なき場合

A-1、離婚した女性が再婚しない
で死亡↓かつての夫のバラ
の墓に。

B-2b、初婚で男子をもうけ、再婚
では次男出生（すでに長男
出生）の場合↓初婚の夫側
の墓に。

A-2、離婚女性が再婚後死亡↓再
婚の夫側の墓に。

B-2c、初婚で男子、再婚で女子の
みをもうけて、死亡↓初婚
の夫側の墓に。

A-3、離婚女性が再婚し、また離
婚後死亡↓初婚の夫側の墓
に。

B-2d、初婚で女子のみ、再婚で男
子をもうけて死亡↓再婚の
夫側の墓に。

B 子をもった場合

B-1、離婚後、再婚しないで死亡
（子の性別に関係なく）↓
夫側の墓に。

B-2e、初婚でも、再婚でも女子の
み出生↓再婚の夫側の墓に。

B-2a、初婚で男子をもうけ、再
婚でも男子（長男）をもう

B-2c、初婚でも、再婚でも男子の
みをもうけて、死亡↓初婚
の夫側の墓に。

を積極的にもたないようにするという祭祀慣行である。このような父系氏族は、ときには家族数が一千をこえるような大きな集団となっている。たとえば、観光対象としても有名な糸満市の〈幸地腹（門中）〉は、数年前、墓建立三百年祭をおこない、日本本土や海外から多数の氏族成員が参加した。一日では祭りの執行ができず、二日間わたっておこなわれた。たとえ日本本土や海外で死亡した場合でも、後に遺骨をしかるべき時期に氏族墓に納骨する。洗骨後（最近では、ときには火葬後）の遺骨を墓（トーン墓といわれている）に納める。

このような門中墓に葬られる人びとは、父系血縁者の男性および他から婚入してきた女性が中心となり、これに未婚の子供たちが入ることになる。婚出女性は婚出先の門中墓に入ることになるのであるが、ただし離婚した場合、その女性をどこかの墓に葬るか、しばしば問題になり、霊的職能者（ユタ）の介入を導いている。ここに沖縄本島南部の一村落における離婚

女性霊の祭祀の原則論を图示すれば、右のようになる。

以上の諸相は、あくまでも原則的な女霊の供養のとりあつかい方であって、さまざまな事情により変則の事態がとうぜんおこりうる。条件Aの場合、とくに先島地方（宮古群島と八重山群島）では、子供を産むことのできなかつた妻は、生家の墓に葬られる例が多いが、沖繩本島では一般的には婚家先の墓に葬られる。条件Bの場合、離婚した女性が再婚し死亡したとすれば、再婚後、男子とりわけ長男を生んだ女性であるかないかによって、再婚先の家の所属する墓に入れるかどうかきまってくる。つまり、女性は男子を産むかどうかによって大きな影響をうけるということである。

沖繩本島の門中墓をめぐるもうひとつの問題は、七才をこえた息子は潜在的に分家の資格をもっているということである。つまり、七才未満の息子や娘は第一次葬で墓を別にする。いわゆる〈子墓〉埋葬の対象となる（後述）。たてまえては、七才をこえた息子にはもし土地などの財産があればあたらしい家号をあたえ、父系血縁内から男性養取によってその分家を再興するのがよいとされている。そのような実例は珍らしくない。

門中墓が高度に発達している場合には、とうぜん父系血族の男性と婚入女性などが葬られるのであるが、氏族墓を共にしながら、家族内部における死霊・祖霊の祭祀慣行をみるとまた別の様相があらわれている。すなわち、人びとがチョーディ・カサバイ（兄弟重り合い）とか、イチク・カサバイ（イトコ重り合い）とよんでいる同家屋内兄弟または父系平行イトコ合祀の忌避（avoidance）の慣行である。おなじ父系男性間にありながら、氏族墓における規定的合祀と、同一家屋内の合祀忌避という対立的現象がみられることである。そこには父系氏族内における家筋の積極的独立の性格を読みとることができる。これに関連して、前に述べた離婚女霊を仮りに生家先で祀るときには、仏柵の左端にしきりを設け、左端のとくべつな空間にその女霊を祀る。いわゆる〈脇イハイ〉祭祀の慣行をみることができる。最近ではかかる女霊をヤンキ空間の左隅またはヤンキ空間外の所有地片隅に小さな囲いをつくって祀るといふ現象さえ生じている。

IV 個人墓から双系墓・家筋墓へ

近時まで奄美地方では、集落の共同墓、いわゆるムラ墓内における個人墓が主であった。たとえば、奄美大島宇検村では、各集落ごとにムラ墓があり、死者は個人単位に埋葬され、その上にヌバとよばれるサンゴ礁の板片をかぶせて墓とした。個人名その他を標記することなく、ただ近親者が親族関係にある墓の位置を記憶し、毎月一日と十五日に線香・花・水などを供え、墓まいりをする。したがって、複数の近親者の墓をおまいりする（村武慶 一九八六、参照）。

一九八六年の十一月にふたたび宇検村を訪ねたところ（上野和男・村武慶と）、前に述べたような双系墓形態がいきよにふえ、墓地景観を一変させていた。この変化にはさまざまな理由があると思われるが、まず第一に家単位ごとに墓をもつという外部からの影響。第二には本土その他の地へ転出してゆく家々が増大して過疎化が進み、その時にあたって故郷の墓地を整備し、《ふるさと原点》を確立しておくために、費用を投じ立派な墓を建立したためである。こうして、個人墓から家筋墓への観点をはぐくみながら、実相はおおくが双系墓へと変化してしまっている。奄美地方は、ヒキまたはヒキとよばれる祖先に基礎をもとめるような血縁概念がひろくみられるが、先述の沖繩本島のような父系氏族を形成するにいたっていない。むしろいまなお、双系的な親族関係が社会的にも儀礼的にも強張されている。このような親族組織の土壌のもと、双系墓が形成されたのである。

他方では、個人墓から家筋墓へと変化する態様が、とくに、いわゆる〈両墓制〉地帯にみられることである。その顕著な実例は近畿地方であり、私が観察した志摩地方ではそれがひろくみられる。

たとえば、志摩地方の昔島では集落外に〈埋め墓〉があり、そこに死者は埋葬されるものの、短期間を除いて埋め墓地を訪れることはない。その一方では、集落内の寺院の背後の山に〈詣り墓〉があり、さまざまな死者供養にはその墓地を訪れる。そこには遺体またはその一部すら葬られていない石塔の墓が密集している。そのおおくはかつてほとんどが個人墓ない

しは婚姻墓、あるいはキョーダイなど血縁関係にあると思われる複数の名前をきざみこんだ小石塔群であった。しかし現在では、親族関係（双系的か）にあったと思われるこれらの小さな石塔を集めてならべ、その中央に家筋墓を建立するようになった。この問題その他の民俗慣行については、現在若干の人たち（田中真砂子・義江明子・崔仁宅）によって調査が続行中である。

またおなじ志摩の石鏡では、埋め墓のなかに家単位の標記をおこなうようになった。たとえば、家印とか俗名などを石にきざんで埋葬墓の上に立てるのである。この現象は、約三〇年前にはじめてこの地を坪井洋文と訪れたときにすでにその徴候があったが、一九八七年の再訪時にはその勢いが一段とはげしくなり、ほぼ埋め墓全域にわたって埋葬場所の家単位固定化が確立しつつあるように思われた。

V 子墓

墓の社会的（族的）・靈的性格からみて、〈子墓〉の問題に注目しなくてはならないであろう。

先に述べたように、沖繩本島南部の氏族墓にみられる七才未満の子供たちが子墓に埋葬され、世俗の社会的資格、つまり家の継承とか分家の資格を獲得することのできない存在としてあつかわれている。このような事例は、多少とも様相を異にしながら日本本土においてもかなり一般的にみる事ができた。いまはそれをこの小論で詳述することはできないが、その実例を前にとりあつかった両墓制との関連でとりあげてみよう。

奈良県下は両墓制の発達している地方として有名であるが、埋め墓の一部にかならずといつていいほど子墓の空間が設定されている。その位置をみると、埋め墓の入口、埋め墓の入口側の外部、あるいは傾斜地であれば最下段など、本来の埋め墓空間からみればもつとも劣位の空間に埋葬されている。子墓に葬られる上限年齢は一定していないが、十五・六才未満のところもあれば、小学生までのところか、まったく名付けもされなかった幼児という場合もある。

これらの事例にみられるように、年令（世代）階梯のカテゴリー体系からみれば、ひとつには若者以前の子供たち、つまり（一人前）に達していない子供たちが墓に埋葬される対象とされる。もうひとつは小学生以前の（幼児）カテゴリーの子供である。前者は村落共同体との関連で年令または世代のカテゴリーからみて若者以前ということで処遇されているが、もうひとつの幼児カテゴリーにあたる子墓埋葬者は、もともと日本民俗文化の深層にある《幼童原理》にもとづいているものと思われる。すなわち、《社会的人間》または《一人前》への昇格を前提とし、共同体から期待されていない存在ということができる。と同時に、かかる幼童はなかば社会的存在でもあるが、と同時に本質的に霊的存在としてみられているからである。言葉をかえていえば将来において若者になり結婚し、子供をつくり家族を形成して、後には共同体の長老として、地域社会全体に責任をもって一生を終えるという存在以前の前存在だからである。

一人前以前あるいは幼童の社会的カテゴリーとやや共通の性格をもつと思われるものとして、奈良県にみられるイチダイバテ（一代果て）とよばれるものがある。これは一人前だが未婚のまま死んだもので、埋め墓の男側（入口からみて女側が左）の埋葬地のもっとも下の、入口に近いところに埋葬される事例である。これも墓が示す家族・親族論的問題としてとらえる必要があるであろう。

世俗の社会生活からみれば劣位であって、それを反映して、それに照応するような空間に埋葬されるのであるが、逆にいえば、日常生活世界に組みこむには危険な存在として考えられてきたということでもある。つまり異界の子であり、《異人》として分類化されていたからである。この小文の領域からはずれるので、幼童原理についてはたち入らないことにするが、族制と村制とがかわっているのである。

参昭文献

最上孝敬 一九七二「男女別年齢別の葬制について」『西郊民俗』六一・一―一五

中田太造 一九六六「奈良県下の墓制の総合的研究（資料）」『近畿民俗』四一・七―二九

明治大学工学部建築学科神代研究室編 一九七五「日本のコミュニティ」『SP』別冊NO・7

森 謙二 一九八五「秋田における同族・総墓・村落―河辺郡雄和町の事例を中心として―」『茨城キリスト教短期大学研究紀要』二五

..四一―七〇

森 浩一編 一九七五『墓地』社会思想社

村武 慶一 一九八六「奄美大島屋鈍における死者祭祀」『社会人類学の諸問題―馬淵東一先生古稀記念』（第一書房）二八五―二九八

村武精一 一九七四「沖繩の〈門中〉―その変異と組織―」『講座家族・家族・同族・親族』（弘文堂）六・二九八―三二四（『神・共同体

・豊饒』未来社一九七五所収）

付記

この小論は、「墓地の社会人類学」として歴史民俗学博物館における「家族・親族と祖先祭祀」共同研究会（代表・上野和男 一九八六年十月二十五日。および駒沢大学宗教学研究会における公開講演会（一九八七年十月一日、駒沢大学）において、それぞれ若干の構成を異にしながら、すでに発表したものの一部である（印刷中）。

（東京都立大学・社会人類学）